工場等の外における核燃料物質等の運搬に関する技術上の基準（概要）

参考資料

核燃料物質等車両運搬規則
（昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十二号）

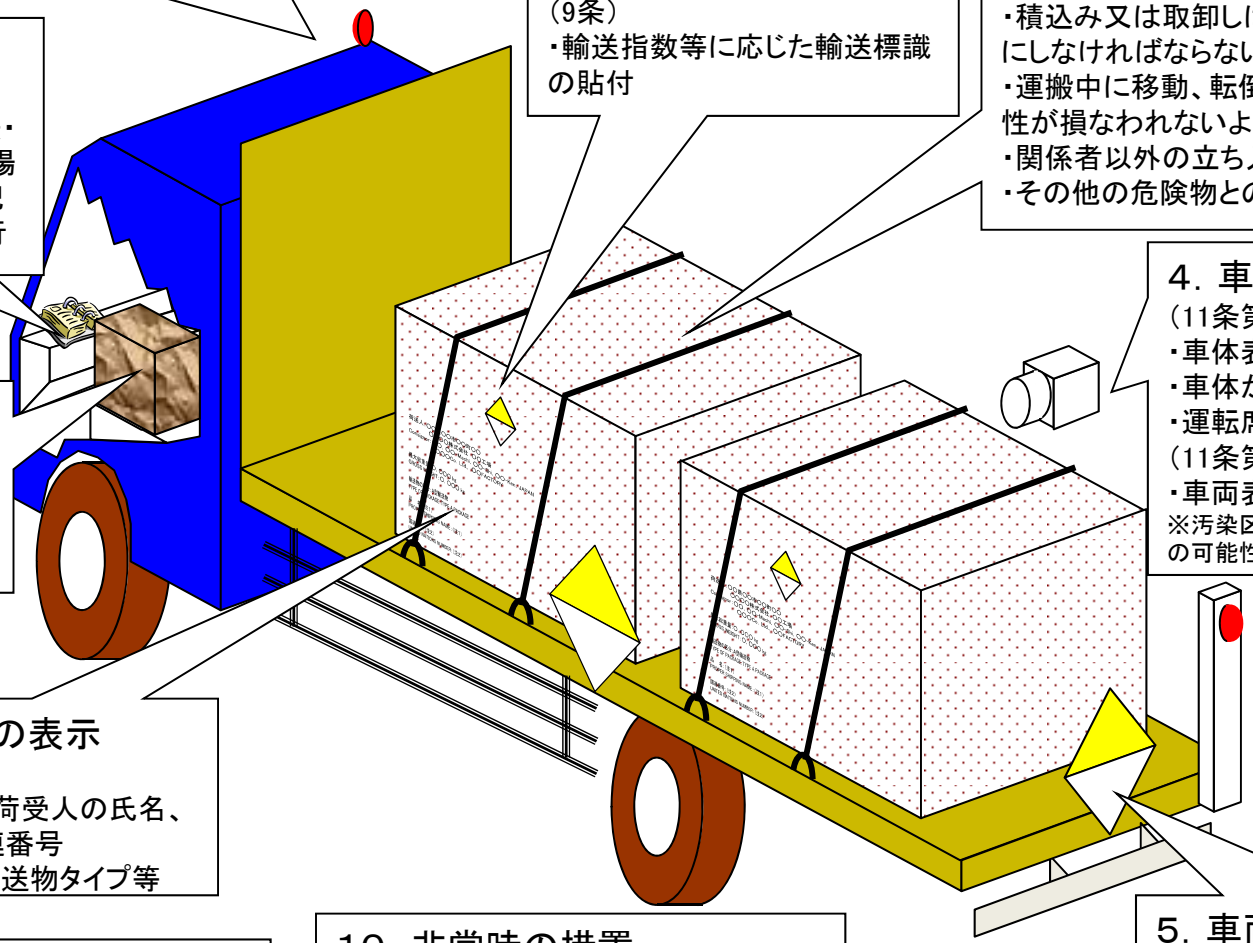

6．赤色灯
（11条）
・夜間運行にあっては見やすい場所に付け点灯

7．携行書類
（14条）
・種類・量・取扱方法・防護特定核燃料の場合は、その措置が記載された書類の携行

8．携行資器材
（17条）
・放射線測定器および保護具の携行

2．輸送物の標識
（9条）
・輸送指数等に応じた輸送標識の貼付

1．積載方法等（4条）
・積込み又は取卸しは、安全性が損なわれないようにしなければならない。
・運搬中に移動、転倒、転落等により輸送物の安全性が損なわれないようにしなければならない。
・関係者以外の立ち入れる場所への積載禁止
・その他の危険物との混載制限

4．車両の最大線量当量率等
（11条第1項）
・車体表面2mSV/h以下
・車体から1mで100μSV/h以下
・運転席20μSV/h以下
（11条第2項）
・車両表面汚染度※4Bq/㎠以下
※汚染区域への車両進入等により、車両汚染の可能性がある場合に測定

3．輸送物への表示
（9条）
・荷送人若しくは荷受人の氏名、名称、住所、国連番号
・輸送物重量、輸送物タイプ等

5．車両の標識（11条）
・告示で定める様式の標識を両側面及び後面に表示

9．核物質の防護（17条の2）
・コンテナ輸送に関してはコンテナの施錠封印
・緊急時対応計画の策定
・情報管理の方法を定めること

10．非常時の措置
（外運搬危険時措置規則）
・火災の消火、延焼の防止
・安全な場所への移動、縄張り見張り等
・汚染拡大防止等
・放射線障害を受けた者の救出
・その他、災害防止に必要な措置